

転居届

青森市内で引っ越しされた方へ 手続チェックシート

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	異動者	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	よる代 理人 手続に しまし ました	お 手続し て 後 日 さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所異動	1 日本人の方			転居届	○届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等） ○異動した方のマイナンバーカード ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○委任状（代理の方が届出する場合） ※委任状は転居前、転居後に同一世帯の方が届出する場合は不要です。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	2 外国人の方			住み始めた日から14日以内 転居届	○届出人の本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証等） ○異動する方全員の在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書 ○異動した方のマイナンバーカード ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○委任状（代理の方が届出する場合） ※委任状は転居前、転居後に同一世帯の方が届出する場合は不要です。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128

～以下は、転居に伴って必要となる手続です～

- ★マークの手続は、住民異動届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- 「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、必要なものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる代 理人 手続に しまし ました	お 手続し て 後 日 さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
マイナンバーカード等	3 ★ マイナンバーカードをお持ちの方			連絡票	記載事項変更手続 (個人番号カード券面記載事項変更届)	可			
	4 ★ マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)			連絡票	署名用電子証明書の発行 (署名用電子証明書新規発行申請書) 住所変更により署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は手続してください。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	5 ★ マイナンバーカードを申請中の方			説明	再度申請が必要な場合がありますので、受付担当にご確認ください。	一部可		支所等	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職 員 合 窓 口 使 用	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際には担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た	お 手 続 し て お き ま し た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
										支所等
6	マイナンバーの通知カードをお持ちの方			不要	令和2年5月25日から通知カードの記載変更は行っておりません。 (転居後はマイナンバーを証明する書類として使用できません。)	可				
7	★住民基本台帳カードをお持ちの方			連絡票	表面記載事項変更手続 (住民基本台帳カード表面 記載事項変更届) ○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128	
8	★住民基本台帳カードで電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)			説明	住所変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請をしてください。	可		支所等		
9	★マイナンバーカード追記欄の余白がなくなった方でマイナンバーカードの速やかな交付を希望している方 (特急発行)			連絡票	特急発行申請 追記欄の余白がなくなったために券面記載事項の変更ができなかった日から30日以内 ○マイナンバーカード ○顔写真のある本人確認書類(運転免許証等) 1点 ○顔写真のない本人確認書類(漢字氏名と生年月日の記載のある診察券等) 1点 いずれか ※マイナンバーカードは1週間程度で住所地に送付されます。 ※マイナンバーカードの再交付申請手数料(カード1,800円、電子証明書200円)が必要となる場合があります。 マイナンバーカードの通常発行申請も可能です。その場合には、申請から概ね1ヵ月で交付通知書が届きますので、予約のうえカードの受取においでください。なお再発行手数料が必要な場合、特急発行と金額が異なります(カード800円、電子証明書200円)。	不可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440		
10	★印鑑登録を希望する方 ◆15歳未満の方、成年被後見人の方は登録できません。			連絡票	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書) ○登録する印鑑 ※印材や大きさによって登録できない印鑑がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類 既に印鑑登録をしている方は、自動的に住所が変更となるため、手続は不要です。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128	
11	国民健康保険に加入している方			当日受付は	18	預かり	国民健康保険資格確認書をお持ちの方 ○転居する方の国民健康保険資格確認書 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可		
当日受付は				19	待機依頼	住所変更手続 (国民健康保険資格異動届) 届出日から14日以内	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	
当日受付は				19	待機依頼	国民健康保険被保険者証または資格情報のお知らせをお持ちの方 ○転居する方の国民健康保険被保険者証 ※資格情報のお知らせの返却は不要です。破棄して下さい。 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民移動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可			

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チエック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる理人 手続に した 完了 した 後日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	国保に加入 している方	N0.11・12以外 (完全転居以外)							
13	国保に加入 している方	N0.11・12以外 (完全転居以外)	当日受付は 転記	待機依頼	保険証番号変更手続 および 世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動 届)	国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか一つをお持ちの方 ○国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか一つ(転居する方の分または転居により世帯主変更のある場合はその世帯の国保加入者全員分) ※資格情報のお知らせの返却は不要です。破棄して下さい。 ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ○特定疾病療養受療証(お持ちの方) ○転居後の世帯主および転居した方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	転居した方が世帯主で入る世帯 に国保加入者がいる(一部転居)		当日受付は転記	待機依頼	異動日から14日以内	国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか一つをお持ちの方 ○国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか一つ(転居する方の分または転居により世帯主変更のある場合はその加入者全員分) ※資格情報のお知らせの返却は不要です。破棄して下さい。 ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ○特定疾病療養受療証(お持ちの方) ○転居後の世帯主および転居した方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		
14	限度額適用 認定証 または限度 額適用・標 準負担額減 額認定証を お持ちの方	★ 世帯全員での転居 (完全転居)	当日受付は 転記	21	預かり		可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
15		世帯全員での転居 (完全転居)で新しい被保険者証交付 を希望する、または修正の余白がない			(発券)	認定証の修正 (国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書)	可		
16		No 14・15以外 (完全転居以外)			(発券)		可		
17	妊産婦十割 給付医療証 をお持ちの方	世帯全員での転居 (完全転居)			説明	手続は不要です。(医療証は引き続きご使用になれます。)			
18		No17以外 (完全転居以外)			(発券)	医療証の修正	可		

国民健康保険

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ り 代 理 人 手 続 に し ま し た 後 日	完 了 し た 後 日	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	特定疾病療 養受療証を お持ちの方	世帯全員での転居 (全全転居)								青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
国民健康保険	19	世帯全員での転居 (全全転居)		説明	手続は不要です。(受療証は引き続きご使用になれます。)					駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	20	特定疾病療 養受療証を お持ちの方	No19以外 (全全転居以外)	(発券)	受療証の修正 (国民健康保険特定疾病 療養受療証交付申請書)	○特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお 知らせのいずれか一つ (後日申請の場合)	可				
後期高齢者医療制度	21	★ 後期高齢者医療制度に加入して いる方		説明	後日、担当課から新しい後期高齢者医療資格確認書を送付します。						
	22	転居した方が世帯主で、残る世 帯または入る世帯に国保加入者 がいる	当日受付は転記	22 待機依頼	国民健康保険被保険者証 または資格確認書 および 世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動 届) 届出日から14日以内	○国民健康保険被保険者証または資格確認書(転居前及び 転居後の世帯の国保加入者全員分) ○限度額認定証 (お持ちの方) ○特定疾病受療証 (お持ちの方) ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人 確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	23	★ 特定疾病療養受療証をお持ちの方		説明	後日、新しい特定疾病療養受領証を送付します。 届きましたらお手元の特定疾病療養受領証を直接または郵送で担当課へ返還いた だくか、自己責任において破棄してください。						

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職員 総合窓口 使用欄	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)			支所等	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	国民年金加入者の方 (20歳から60歳まで)	第3号被保険者で、年金をまだ受給していない方				代理人 手続に しました	完了 した	お 手 続 後 日 お く た さ い			
国民年金・農業者年金	24	第3号被保険者で、年金をまだ受給していない方 第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者		説明	扶養している方の勤務先で手続をしてください。					扶養している方の勤務先	
	25	★ 第1号被保険者で、年金をまだ受給していない方 第1号被保険者・・・ 自営業者、農業者・漁業者、学生および無職の方		不要	手続は不要です。 転居により世帯構成員の変更がある方、年金保険料の免除・納付猶予等の申請を希望する方、またはすでに全額免除以外で決定（却下含む）している方は、担当課へお問い合わせください。					駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	26	高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 (支給停止中の方を含みます。)		待機依頼	○受給者の基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可				日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 1を押した後に2を押す)	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352
27	農業者年金を受給している方または加入している方		説明	住所変更手続 (農業者年金住所変更届出書) ○受給者の農業者年金証書または加入者の農業者年金被保険者証 ○転居後の住所が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等)	可				お近くのJ A 青森 (代表) 青森農業協同組合本店信用部 ☎017-763-2013		
介護保険	28	★ 修正の余白がある	当日受付は	23	預かり	○介護保険被保険者証	可			駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑦番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
	29	修正の余白がない	当日受付は	24	待機依頼	住所変更手続 ○介護保険被保険者証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる代 理人 手続に しまし ました	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	★	修正の余白がある	当日受付は 転記	預かり						
30	介護保険負担割合証をお持ちの方	★ 修正の余白がある	当日受付は 転記	25	預かり	○介護保険負担割合証 転居により世帯員が変更となり、それに伴い負担割合が変更となる方には、後日、担当課から新しい負担割合証を送付いたします。	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑩番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
		修正の余白がない	当日受付は 転記	26	待機依頼	○介護保険負担割合証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			
32	★ 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)をお持ちで、転居により電話番号が変更となった方 ◆市営バス等を低料金でご利用できる乗車証です。		当日受付は 転記	27	裏面または担当課	乗車証をお持ちのご本人が同意する場合は、市民課から担当課へ変更後の電話番号を提供します。同意しない場合は、変更後の電話番号を担当課へ直接お知らせください。 いき・粋乗車証は転居後もそのままご利用いただけます。	不可		駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
33	自立支援医療受給者証をお持ちの方 ◆更生医療 ◆育成医療 ◆精神通院医療				担当課	住所変更手続 (自立支援医療受給者証記載事項等変更届出書) ○受給者証 ○受給者の認印(精神通院医療は自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
		34	障害福祉サービス等受給者証をお持ちの方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証			担当課	住所変更手続 (申請内容変更届出書) ○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
		35	地域生活支援事業を利用している方 ◆日中一時支援事業 ◆外出介護サービス事業 ◆訪問入浴サービス ◆入院時意思疎通支援事業				担当課	住所変更手続 (変更届) ○各事業の決定通知書のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○利用者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員使用欄	総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる代理人 手続に しました くさい お手続して 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
0歳から高校生年代のお子さんがある方									
44	受給者が公務員			説明	勤務先へ申請をしてください。			受給者の勤務先	
45	★ 児童手当を受給している方および養育している児童全員が転居した	当日受付は 転記	32	不要	手続は不要です。				
46	上記のいずれにもあてはまらない(受給している方のみ、児童のみの転居等)			担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">手続が必要な場合は、転居日の翌日から15日以内に必ず手続してください。</div>	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
就学前のお子さんがある方									
47	★ 保育所、幼稚園、認定こども園等 転所を希望しない	当日受付は 転記	33	裏面	住所変更申請 (教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可		
48	★ 転所を希望する			担当課	転所手続 (保育所等転所申込書)	○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
小学生のお子さんがある方									
49	★ 放課後児童会を退会する			担当課	退会手続 (放課後児童会退会届)	なし	可		
50	★ 放課後児童会を利用している児童 放課後児童会を変更しない	当日受付は 転記	35	裏面	住所変更手続	なし	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
51	★ 放課後児童会を変更する			担当課	放課後児童会変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届)	なし	可		
						<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">希望する放課後児童会の空き状況などについて確認する必要がありますので、担当課へお問い合わせください。</div>	可		

子ども

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる代理人 手続に しました くたさい お手続して 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小学生・中学生のお子さんがある方								
52	★ 小・中学校の転校をする ◆特別支援学級に在籍のお子さんの転校の 場合は、担当課へご連絡ください。	当日受付は転記	36	作成	転校手続 ①転入学通知書 ②在学証明書 ③教科用図書給与証明書 ①は転居届出をした際に市民課または支所等で交付します。②・③は通学していた学校から交付 されます。①～③の書類を、転校先の学校へ持参し、手続をしてください。手続は保護者の方に限 ります。	不可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務f-m) ☎017-718-1414 支所等	
53	学区が変わっても小・中学校の 転校をしない (学区外通学) ◆変更できる条件があります。			担当課	指定変更手続 (小中学校指定変更申立 書) 希望する理由により、必要なものが異なりますので、 詳しくは担当課窓口でご相談ください。	一部可		浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務f-m) ☎0172-62-3003
54	小・中学校 に新入学予 定である (入学通知 書交付後の 転居) 転居後も入学指定 校が同じ			説明	担当課窓口またはお電話で新住所をお知らせください。 <受付期間> 小学校：入学前年度の10月中旬～入学式前日 中学校：入学前年度の11月中旬～入学式前日 ※詳細の時期については、お問い合わせください。手続は保護者の方に限ります。	不可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務f-m) ☎017-718-1414	
55	転居後に入学指定 校が変わる			担当課	入学通知書交付手続 ※担当課窓口またはお電話でご連絡ください。	不可		
56	就学援助を受給しており、小・ 中学校の転校をする			説明	就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世帯 票)) 申請用紙は各小・中学校にあります。 転校する学校で、申請をしてください。	一部可		
小児慢性特定疾病医療費助成を受給している方								
57	青森市小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証を持っている			担当課	住所変更手続 (小児慢性特定疾病医療受 給者証等事項変更届) ○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人 確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※以上のほか、必要なものがある場合がありますので、 詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (子育て親子支援f-m) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進f-m) ☎0172-62-1114
ひとり親家庭等に該当している方								
58	ひとり親家庭等医療費助成を受 給している			(発券)	住所変更手続 (青森市ひとり親家庭等医 療費受給資格変更(消 滅)届) ○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証 ※以上のほか世帯が変更となる場合に必要に応じて添付 書類(同一住所全員分の所得課税証明書等)が必要な 場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせ ください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成f-m) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-m) ☎0172-62-1153

子ども

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員使用欄 総合窓口	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よる代理人 手続に しました お手続き 後日 してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
ひとり親家庭等に該当している方								
59	児童扶養手当を受給している方が転居した、または養育している児童が転居した		担当課	住所変更手続 (児童扶養手当住所変更届) または 額改定手続 (児童扶養手当額改定届) または 資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっているかたには、証書は発行されません。) ・転居した日から14日以内に手続をしてください。 ・手当が支給停止となっているかたも届出が必要です。	不可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
60	★青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人	当日受付は転記	37 不要	住所変更手続 (氏名等変更届)	○届出人の認印(自署する場合は不要です。)	可		
61	★ごみの収集日程表を希望する方		配付	【青森地区】 住所異動の手続の際に限り、町会等別ごみ収集日程表(清掃ごよみ)を駅前庁舎市民課および支所・情報コーナーでも配付しています。紛失等やその他の場合は担当課へお問い合わせください。 【浪岡地区】 「家庭ごみの正しい出し方」を浪岡庁舎市民課で配付しています。 なお、両地区とも、使用のごみ収集場所については、管理している各町(内)会長又は不動産会社へお問い合わせください。 また、各町(内)会長の連絡先及びごみの分け方・出し方については担当課へお問い合わせください。		可	駅前庁舎(3階) 廃棄物・リサイクル課(清掃管理チーム) ☎017-718-1179 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
62	郵便物の転居届について ◆旧住所あての郵便物および荷物を1年間新住所へ転送します。		配付		各郵便局(簡易郵便局を除く)、駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課、各支所・情報コーナーにあるハガキに必要事項を記入し、ポストに投函してください。	可	青森中央郵便局 ☎017-775-1623(代) 青森西郵便局 ☎017-781-5597(代)	
63	青森市営住宅を退去する方		担当課	同居の方全員分の退去手続 (市営住宅返還届) または 一部の方の退去手続 (市営住宅同居親族異動届)	○世帯主と転出者の認印(同一の氏(姓)の場合は一つの認印でかまいません。) ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	可	駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
64	青森市営住宅に既にお住まいの方と同居する方		担当課	同居承認申請 (市営住宅同居承認申請書) (市営住宅同居親族異動届)	○新しく同居する方全員の認印(同一の氏(姓)の場合は一つの認印でかまいません。) ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。	可		

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

その他

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
65	犬の登録をしている方		説明	担当課へ電話でお知らせください。(飼い主の氏名と転居前・転居後の住所が必要です。)		可	青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
66	霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園		説明	担当課へ電話でお知らせください。(墓地の区画番号、使用权者の氏名、前住所・現住所、電話番号が必要です。)		可	駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
67	水道の使用について		説明	【退去する場合】 料金を精算しますので、引越しの3~4日前までに担当課へ電話でお知らせください。(住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。) また、インターネットからでも手続きが可能です。詳しくは青森市ホームページをご覧ください。(ホームページ内検索用ページ番号：1001865) 【入居する場合】 水道使用開始申込書(郵便受け等)に入れてある「新入居者へのご案内」の中のハガキに必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は担当課へご連絡ください。 また、インターネットからでも手続きが可能です。詳しくは青森市ホームページをご覧ください。(ホームページ内検索用ページ番号：1001865)		可	企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
68	市民図書館の利用者カードをお持ちの方		担当課	住所変更手続 (申請内容変更届)	○利用者カード ○転居後の住所が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等) ※住民票の写しは確認後返却いたします。	不可	アウガ(6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455	各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。
69	浄化槽を使用する方		担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(3階) 廃棄物・リサイクル課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1162 FAX：017-718-1166	
70	町会・町内会の加入について		配付	町(内)会加入案内チラシは、ご希望のかたに市民ガイドブックと共に青森地区においては駅前庁舎市民課および支所・情報コーナー、浪岡地区においては浪岡庁舎市民課にて配付しています。地域の町(内)会がわからない場合は担当課へお問い合わせください。		可	駅前庁舎(4階) 市民協働推進課 ②番窓口 (市民協働推進チーム) ☎017-734-5231	浪岡庁舎(2階) 地域づくり振興課 (市民協働チーム) ☎0172-62-1147

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できます。）



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の資格確認書または被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当書
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課（総合窓口）（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日（9:00～17:00）は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり（受理決定は翌平日の開庁日となります）、マイナンバーカードの交付（事前予約が必要）のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00）※土曜日（9:00～17:00）は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり（受理決定は翌平日の開庁日となります）のみ行っています。
- ・支所（浜館、奥内、原別、後潟、野内）、情報コーナー（中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田）（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせ
いただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和7年5月19日更新